

Title	的氏に関する一考察
Author	直木, 孝次郎
Citation	人文研究. 12 卷 8 号, p.778-791.
Issue Date	1961
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	天野元之助博士還暦記念号

Placed on: Osaka City University Repository

的氏に関する一考察

直木孝次郎

七八 (七七八)

近年における日本古代史学界の特色の一つとして、氏族の個別研究の進歩が注目せられる。それは、古代史の展開を具體的に明らかにする上に、少なからぬ寄与をなしつつあるといつてよいであらう。本稿もまた、そのような個別的氏族研究を意図したものが、古代の氏族の数が多いに拘らず、とくに「いづくは的」というあまり有力でもない氏族を対象としてとりあげた理由について、簡単にふれておきたい。それは以下の行文で明らかになるところだが、第一に、的氏は軍事を以て朝廷に仕えるという特色をもつ氏族であること、第二に、建内宿禰の子葛城曾都毗古を祖とするという伝承を持ち、蘇我・巨勢・平群・葛城など古代屈指の大豪族と系譜上同族の関係にある氏族であること、この二点において興味が感ぜられるからである。

まず、的氏と軍事との関係から考察をはじめよう。的氏が軍事と関係の深い氏族であることは、書紀仁徳十二年条に見える「的」の姓の起源に関する有名な説話からも察せられる。書紀によると、この年七月、高麗国が鉄盾・鉄的を日本に貢し、翌八月庚子朔己酉に、高麗の客を朝廷で饗した時、群臣百寮に高麗所献の鉄の盾的を射させたが、だれ一人的を射通すことができなかった。ただ的臣の祖盾人宿禰が見事にこれを射通し、高麗の客等を畏れ入らせた。功によって盾人宿禰は的戸田宿禰の名を賜った、というのである。

仁徳朝を五世紀前半とすると、この頃高句麗（書紀では高麗と記す）と日本との間には友好関係や服属関係は存在した

とは思われぬから、高句麗が日本に鉄の盾・的を貢したことは事実ではあるまい。また外国所献の的を射通したから、的の氏を賜ったというのも、氏の名の起源としては整いすぎていて、説明のための作り話である可能性が大きい。しかし、的氏が全く弓矢または軍事に無縁の氏族であるならば、このような起源説話は造作されにくいであろう。少なくとも、この説話が成立したころには、的氏は軍事に関係をもつ氏族であったに違いない。そうすると、説話成立の年代が問題になるが、記紀の原型となった帝紀旧辞の成立が六世紀前半乃至中葉、高句麗が日本に和平的態度を示すのが六世紀中葉ころからであるという事情から考えて、六世紀前半をさかのぼらぬ時期とするのが妥当であろう。

的氏が軍事的氏族であることを示すもう一つの有力な資料は、平城宮および平安宮の宮城十二門の門号に関する所伝である。周知のように、平安京の宮城の門は、陽明・待賢・美福・朱雀など中国風の二字からなる門号を有するが、もとこれら諸門は、平城宮のころには山門・建部門・壬生門・大伴門というように氏族の名を門号としており、弘仁九年に唐風の二字に改められたのである。この時、任意に二字の嘉名を選んだのではなく、山門を陽明門、建部門を待賢門としたこととく、もとの門号と類似の音を持つ名称を附することとした。こうして成立した新門号は、殷富・美福・安嘉・倭鑿・藻壁・待賢・陽明・達智・談天・郁芳・朱雀・皇嘉の十二であるが、これに対応する旧門号は、伊福部・壬生・海犬養・猪養（又は猪使）・佐伯・建部・山・丹治比・玉牛・的・大伴・若犬養の十二の氏族名である。なぜ氏族の名が門号とされたかは、従来疑問とされてきたが、これら十二氏は軍事と関係があり、皇極四年飛鳥板蓋宮において中大兄皇子が蘇我入鹿を誅滅する際、宮城の門を守って功があったので、功績を記念するために、十二氏の氏族名が門号とされたのであるという新説が、井上薫氏によって発表された。井上氏の視角は、その後山田英雄・佐伯有清両氏によって深められ、門号の十二氏が宮城護衛を任務の一とする軍事的氏族であることは、いろいろの点から論証された。ただ、門号が蘇我氏誅滅を記念して命名されたとする点は、山田・佐伯両氏が疑っておられるように、私も同意しがたいが、いまはそれは問題ではない。宮城十二門の門号の中に、的門およびそれから出たと思われる郁芳門があることは、的氏が軍事と関係の深い氏族

であることを、雄辯に物語っている。さらに、的氏が天皇の側近に仕えていたことは、仁徳天皇の皇后磐姫が天皇と不和を生じ、山背の筒城に去った時、天皇が的臣の祖口持臣を遣して皇后を迎えさせた、という書紀仁徳三十年十月條の説話からも察することができる。

的氏は、上記諸氏の所論の通り、大化以前には天皇近侍の氏族として、天皇の側近や朝廷の警衛に当り、令制整備以後は、衛門府門部の員に備わって、宮門の守衛に任じたものと考えてよからう。

勿論、天皇近侍の軍事的氏族は、上記十二氏がすべてではない。例えば、弘仁式陰陽寮條には県犬養門のあったことか見えるから、県犬養氏が宮門護衛に関係した時期があると解されるし、紀氏は大化前代に軍事的活動が著しいだけなく、時代がやや下るか、『本朝世紀』天慶元年四月條に門部紀秋生の存在が知られ、宮門守備の伝統を持つ氏族ではないかと考えられる。このような氏族が若干存するが、舎人や靱負を出す地方の国造系氏族を除くならば、上に挙げた十三・四の氏族が、天皇近侍の軍事的氏族のおもなものといつてよいだろう。

ところでこれら諸氏族をこまかく見ると、大伴・佐伯のように大化の前後を通じて政治上にかなりの活躍をする氏族や、県犬養や紀のように天皇家と姻戚関係をもつ氏族や、猪養や玉手のように史上にほとんど名を残さない氏族など、勢力の大小や地位の上下にかなりの違いのあることが知られる。しかしこれら諸氏族は、軍事的職能を持つほかに、その多くが天武朝以前には連姓の伴造系氏族であるという共通性を持つことにおいて、大きな特色がある。すなわち、県犬養を含めて十三の門号氏族のうち、的と玉手のほかの十一氏は連姓、的と玉手だけがともに臣姓の氏族なのである。逆にいうと、本稿の主題とする的氏は、玉手氏とともに臣姓である点において、天皇近侍軍事氏族中、特異な存在であると考えられる。紀氏をも、天皇近侍の軍事氏族にかぞえると、的・玉手・紀の三氏が、臣姓氏族として他の連姓十一氏と区別される関係になる。これはどういう意味をもつ事なのであろうか。この点から考察を進めて行きたいと思う。

前節のはじめに、的氏の特色として、それが軍事的氏族であることと、建内宿禰の子葛城曾都毗古を祖とする伝承をもつことを挙げたか、興味があるのは、玉手氏もまた曾都毗古を祖とし、紀氏は曾都毗古の父といわれる建内宿禰を祖とする伝承を持つことである。それは古事記孝元天皇段に記された建内宿禰の子孫系譜を見ると、「此建内宿禰之子并九」として波多八代宿禰以下を列挙した中に、

次木角宿禰者木臣、都努臣、坂本臣之祖、(中略)次葛城長江曾都毗古者玉手臣、的臣、生江臣、阿芸那臣等之祖也、

とあるので明らかだが、「新撰姓氏録」も同様な所伝を載せている(木臣は紀臣と同じ氏である)。臣姓豪族は外に少ないのだから、宮門守護の氏族の的・玉手・紀がいずれも建内宿禰系であることは、簡単には見すごしがたい。これについては、いろいろの問題が考えられるが、さしあたって取り上げたいのは、建内系の氏族がほとんど臣姓であり、その大部分が地名から出たと思われる名称を氏の名としてしていることである。古事記によって、建内宿禰から出たとする氏族を列挙すると、つぎの通りである。

波多八代宿禰系波多臣・林臣・波美臣・星川臣・淡海臣・長谷部之君

許勢小柄宿禰系許勢臣・雀部臣・軽部臣

蘇賀石河宿禰系蘇我臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・櫻井臣・岸田臣

平群都久宿禰系平群臣・佐和良臣・馬御織連

木角宿禰系木臣・都努臣・坂本臣

葛城長江曾都毗古系玉手臣・的臣・生江臣・阿藝那臣

若子宿禰系江野財臣

合計二十七の氏族が見えるが、うち臣姓でないのは、波多八代系の長谷部之君と、平群都久系の馬御織連の二氏だけで

ある。あとの二十五氏の氏の名について検べると、地名から出たと思われるものは、雀部・軽部の二氏だけで、波多・林・星川・淡海・許勢・蘇我・川辺・田中・高向・小治田・桜井・岸田・平群・木・都努・坂本・玉手・生江・江野財の十九氏は地名から出た可能性が頗る大きい。一々の地名の比定については、本居宣長の『古事記伝』や栗田寛の『新撰姓氏録考証』をはじめとしていくつもの研究があるので省略するが、臣姓豪族の氏の名は、一般に地名から出たと考えられるものが多いから、建内宿禰系氏族においても、地名を以て解釈できる氏の名は、地名から出たと解するのが穩当であろう。そうすると、雀部臣・軽部臣のような本来地名とは思われぬものは別として、地名との関係が確認できない残りの四氏、すなわち波美・佐和良・的・阿芸那の諸氏も、まず一応は地名から出たと考えるのが順序であろう。

すでに宣長や栗田寛なども、波美については、延喜式に近江国伊香郡波弥神社、丹後国丹波郡波美神社のあること、佐和良については和名抄に筑前国早良郡、延喜式に美作国大庭郡佐波良神社、摂津国嶋下郡佐和良義神社のあること、阿芸那については萬葉集卷十四、三四三一番の相模国の歌に「あしがりのあきなのやまに」という句のあることなどを指摘して、いずれも地名から出たものと解しうることを述べている。これら三氏が、右にあげた土地を本拠とする豪族とはいえないが、氏の名が地名を以て解釈でき、かつ臣姓であることからすると、上記波多氏以下の十九氏と同様、本拠とする土地の名を氏の名とした豪族と考えるべきであると思う。

残るのは的氏である。的氏については本稿のはじめに記した起源説話があるが、史実として信用しがたいことはすでに述べた。臣姓氏族の氏の名が地名から出るものが多いという一般原則が、建内宿禰系氏族にもあてはまるのであるから、的臣の的も、もとは地名から出た可能性が大きいといわねばならぬ。現に、イクハ(的・生葉)という地名は古書にしはしば見えるのである。すなわち、筑紫八女県の邑(書紀景行十八年條)、筑後国生葉郡(釋日本紀所引筑後国風土記、和名抄)、山城国的野(日本後紀延暦十八年九月條)、尾張国海部郡伊久波神社(延喜式)、淡路国津名郡育波郷(和名抄)などが知られている。

これらの地名は、的臣と関係があるとはいえない。しかしこれだけが的またはそれと音を同じくするイクハ（生葉・育葉・伊久波）という地名の全部であるともいえない。イクハは古代においてはかなり多い地名であったかもしれないのである。してみると、的氏の氏の名の起源は、祖先の功績による賜姓とみるよりは、地名にもとづくと考えの方が妥当であろう。仁徳紀の功績談は、高句麗の朝貢がすでに史実にあわない上に、功績によって的の氏を賜わる以前の旧姓の記載がないことも、この説話の実録性を疑わせる。盾と的とを射通した祖先の名が盾人というのも作り話めいている。これらを考えあわせると、おそらく的氏は、イクハという土地を本拠とする豪族であったと推定される。たまたまイクハの名称が「的」を意味する語であったために、六世紀中葉以降のある時期に、氏の祖先が高麗所貢の鉄的を射通し、それによって的の氏を得たという物語を作り上げたのであろう。

この功績談に高麗が出てくるのは、以下に述べるように、的氏が六世紀において任那・百済に往来・駐留し、半島と関係の深い氏族であったからであろう。鉄的・盾の貢献国が新羅や百済や任那ではなく、高麗であるのは、六世紀から七世紀にかけて、新羅は日本に敵対の関係にあって、入朝することはまれであり、日本に対し友好乃至服属の関係にあった国としては、高句麗がもっとも強大な力を持つと意識されていたからであると思う。

議論がやや横にそれたが、的氏の氏の名が玉手・紀と同じく地名から出たものとすれば、的氏は土地に勢力を持つ地方豪族という性格の氏族と考えられる。同じ門号を負う氏族でも、連姓氏族はもともと軍事的職能か天皇側近奉仕の職務を持つ伴造氏族であるから、天皇・朝廷を守るようになった事情は理解しやすいが、的氏以下の臣姓豪族には、何等か特殊な事情があったにちがいない。的氏を中心に、つぎにこの点を考えることとしたい。

三

的氏に関する書紀の記載を見てゆくと、的氏の著しい特色として、朝鮮問題に深く関係していることが注意される。列

挙するとつぎの通りである。

- (1) 応神十六年、葛城襲津彦を迎えるために平群木菟宿禰と的戸田宿禰を加羅に遣したところ、目的を達して襲津彦とともに帰米した。
- (2) 仁徳十七年、新羅が朝貢しないので、的臣の祖砥田宿禰と小泊瀬造の祖賢遣臣とを遣わしたところ、目的を達して新羅に朝貢を実行させた。

- (3) 欽明紀五年三月條にみえる百済の上表文や百済本記によると、このころ的臣は任那日本府に駐留して、半島問題の処理に当たっていた。
- (4) 欽明紀十四年八月條にみえる百済の上表文によれば、このころ的臣は百済・任那の政務に関与していた。

応神・仁徳紀の所伝(1)(2)は史実性が疑われるが、(3)(4)の所伝は、史料の出所から考えて、細部はともかく大綱は史実とみて誤りあるまい。欽明朝以後は朝鮮問題に的氏の関係したことを示す史料はないが、このころから朝鮮問題が日本にとって不利となったため、的氏の活動領域が制限されたことによるのであろう。それでもなお、崇峻前紀には的氏の存在を示すつぎの記事がある。

- (5) 用明天皇死後の皇位継承の争いに際し、蘇我馬子は炊屋姫尊を奉じて、佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣眞噺に詔を下し、穴穂部皇子と宅部皇子を誅殺することを命じた。

これはそのころ的氏が軍事的に有力な氏族であったことを示し、宮門の門号を負うことと照応する。しかしこれ以後的氏は、七・八世紀を通じて正史の上に姿をあらわさない。六世紀末を限りとして勢力は振わなくなったのである。

欽明以前はどうかというと、上にあげた応神・仁徳紀の伝説的記事のほかには、五世紀末ごろに当る仁賢紀四年五月の條に、

的臣斂嶋、穂瓮君、罪ありて皆獄に下る。

という記事が見えるのみである。史実性が問題だが、祖先の功績談である応神・仁徳朝の所伝とは性質がちがひ、それよりは信憑性が高いといえるだろう。しかしこれを史実と認めたところで、的氏の勢力が六世紀以前において有力であった

ことを証しはしない。現在知られる限りの材料では、的氏は六世紀の中葉から末にかけて、朝鮮支配に関係し、それによって栄えた氏族と考えてよからう。軍事力にすぐれていたから朝鮮統治に用いられたのか、朝鮮統治に関係したためにすぐれた軍事力を持つようになったのか、どちらともいえないが、外国統治には軍事力が必要である。的氏はこの経験と地位によって、六世紀後半に有力な軍事的氏族に成長したのであろう。この氏族が臣姓でありながら、連姓をもつ軍事的伴造氏族とならんで宮廷警備に関係するようになったのは、軍事的にすぐれていたからだ、その軍事力は右のような事情によって、六世紀代に養なわれたものと考えられる。

この時期には紀氏もまた朝鮮問題に関係して盛んに活動している。紀氏は門号を負ってはいないが、門号氏族と同様、宮門・宮廷の警備に関与したとすれば、朝鮮問題を契機として養成した軍事力によるのであろう。玉手氏については史料が乏しくて、朝鮮との関係をあとづけることはできないが、的・紀両氏と似たような事情があったのではなからうか。この点は、あとでもう一度考えることとしたい。

四

前節では的氏が朝鮮問題に関係したことを重視したが、このことを考えると、的氏が祖とする葛城曾都毗古もまた日本の朝鮮支配と関係の深い人物であることが想起される。曾都毗古は、井上光貞氏によって指摘されたように、書紀神功六十二年條の分註に引く百濟記が「沙至比跪」として記している日本の將軍と同一人物で、實在の確実な人間とされる。しかし書紀の本文では、神功五年から仁徳四十一年まで四回にわたってあらわれ、かなり伝説的な人間になっている。おそらく六世紀頃には伝説化がかなり進んでいただろうが、勿論当時の人々はその實在性を疑ったりするはずがない。曾都毗古は朝鮮支配の英雄として、宮廷貴族の間で畏敬の念を以て仰がれていたにちがいないのである。朝鮮支配に深く関与していた的氏が、その系譜を曾都毗古に結びつけるのは、当然の現象ともいえる。曾都毗古が的氏の祖となっているのは、

多分事実ではなく、職掌の類似によってそうされたのであろう。

しかし、六・七世紀において朝鮮支配に関係する氏族は、的氏だけではない。上述の紀臣をはじめ、吉備臣・膳臣・許勢臣・有致(内)臣など、その数は少なくないのである。それら諸氏族は、建内宿禰の系譜に結びつくものは多いけれど、曾都毗古を祖とするものは、的氏以外にはないといつてよい。職掌の類似だけでは、的氏が曾都毗古を祖としたことの説明は十分ではない。外にも条件があったからであらう。その条件のおもなものとして、私は地理的關係を考えたい。本節では主としてこの問題について検討を加えよう。

結論をさきに言えば、的氏は曾都毗古出身の地と信じられていた葛城の地方と關係の深い地に栄えた豪族なので、とくに曾都毗古を祖とするようになったのではないかと考える。そうした地縁的条件が、的氏の祖先系譜を作り上げる重要な要素となったものと思うのである。しかし残念ながら、管見の範囲では、的氏の本拠の地を確かめることは困難であつて、それは的氏の分布状態などの資料にもとづいて推測するよりほかはない。そこでまず、的氏の分布について知りえた史料をつぎに示そう。

(イ)河内 姓氏録河内皇別の項に、「的臣」が見える。

(ロ)山城 天平五年と推定される山背国愛宕郡某郷計帳に、戸主白髮部造族安倍の妻としての臣族稻積賣が見える。(大日本古文書一の一五三三) 三。姓氏録山城皇別の項に「的臣」が見える。「東大寺別当次第」(群書類従所収)に引く天禄二年五月十七日付官符によると、伝

燈大法師法縁は「山城國人、的氏」である。

(ハ)近江 天長九年四月二五日付近江国大原郷長解寫(平安遺文五三三)には、同国浅井郡湯次郷戸主正六位上の臣吉野の名が見える。この人物は、平安遺文五四号文書および五七号文書では從七位上、五五号文書では從六位下と記されている。

(ニ)播磨 「播磨国風土記」は、神前郡的部里について「的部等、此の村に居る。故に的部里と曰う」と記す。和名抄には、播磨国神崎郡に的部郷が見える。「峰相記」(続群書類従所収)は、天平宝字七年、藤原貞国という者が的氏の姓を賜つて、新羅の來攻を防いだ話を

のせる。事実ではあるまいが、太田亮氏のいうように、播磨国に的氏が勢力を持っていたことは認めてよからう。

以上の通りで、河内・山城・近江・播磨という分布である。史料遺存の偶然性を考慮しなければならないが、畿内とその近国に限られていることは無視できない、分布の中心的地域である河内または山城が、的氏の本拠の地である可能性は大きいように思われる。

この場合参考になるのは、的氏と同じく曾都毗古の後裔氏族であり、かつ宮門門号を負う玉手氏の本拠地である。玉手氏の史料は的氏以上に少なく、確実には論断できないが、天武朝の八色の姓の賜与において朝臣を得ているから、畿内氏族と考えられる。そして河内国安宿郡に玉手の地があり、大和国葛上郡にも玉手丘がある（延喜式諸陵寮の條）。この何れかを玉手氏の故郷の地とする宣長以来の説は、妥当であろう。門号には関係がないが、曾都毗古の後裔氏族である阿芸那氏も、姓氏録に摂津国皇別として記載されているから、摂津のどこかを本拠とする氏族である可能性は大きい。また臣姓ではないが、これと氏を同じくする阿祇奈君は、大和国皇別として姓氏録に見えている。光覚願経の一つである天平宝字六年十月七日付の「弥勒菩薩所問経論」の奥書を見ると、阿岐名君小万が、久米阿古万呂・藤井連福刀自・太倭宿禰刀自・山君阿古女・矢田部連竈戸・物部万呂・忍野部造稻虫女とともに名を連ねているが、久米・藤井連・大倭宿禰は、大和あるいは河内を本貫とする氏族である。阿岐名君小万は、これらとらんで写経に参加しているのだから、やはり大和・河内附近の人と考えてよからう。

曾都毗古の後裔氏族として古事記に見えるものに、上記のほかに生江臣がある。生江氏の本拠についても確証というほどのものはないが、奈良時代の史料によって生江氏の分布を調べると、越前国足羽郡に非常に濃密である。この地方を本拠とする豪族と解釈する通説に従うべきであろう。それ故、曾都毗古系の氏族がすべて畿内豪族とは限らないのであるが、玉手・阿芸那の二氏が畿内氏族であることを考えあわせると、的氏の本拠を河内または山城とする想定は一層蓋然性をまします。

さきにも述べたが、古事記の所伝に従えば、曾都毗古を祖とする氏族は、建内宿禰を祖とする二十七の氏族の中に含まれる。その二十七氏のうち、長谷部之君・馬御檝連・雀部臣・輕部臣の四氏のほかは、氏の名が地名と関係があるらしいこともさきに述べた。いま詳論する暇はないが、のこりの二十三氏の臣姓氏族を検べると、そのほとんどが畿内の地名を負っているらしいことが判明する。ということは、大部分が畿内豪族だということである。畿外の地名を氏の名としたと思われる氏族は、淡海（近江）・木（紀伊）・生江（越前）・江野財（越前）の四氏くらいで、それ以外は、波美・佐和良両氏のように確定しにくいものもあるが、多くは畿内の地を本拠地に比定することができる。また近江と紀伊は、畿外とはいっても畿内に近接する地域だし、越前もそれほど遠くは隔っていない。建内宿禰につらなる氏族群は、はじめにあげた長谷部之君以下の四氏と波美などの不明の二、三氏を除くと、畿内と近国および越前におさまってしまうのである。除外した六、七氏の中にもこの範囲内にはいるものは少なくないと思われる。

このように同族の系譜につながる氏族の大部分が畿内に集中していることは、臣姓氏族が多いこととともに、建内宿禰系氏族の特色である。比較のために、古事記の記載に従って、神八井耳命（神武天皇皇子）を祖とする氏族群と、天押帯日子命（孝昭天皇皇子）を祖とする氏族群とをつぎに掲げてみよう。

神八井耳命を祖とする氏族

意富臣・小子部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余国造・科野国造・道奥石城国造・常道仲国造・長狹国造・伊勢船木直・尾張丹波臣・嶋田臣

天押帯日子命を祖とする氏族

春日臣・大宅臣・粟田臣・小野臣・柿本臣・壹比耆臣・大坂臣・阿那臣・多紀臣・羽栗臣・知多臣・牟耶臣・都怒山臣・伊勢飯高君・壹師君・近淡海国造

右に見るように、神八井耳命につながる氏族は、東海（伊勢船木・尾張丹波・常道仲）・東山（科野・道奥石城）・西

海（火・大分・阿蘇・筑紫三宅）・南海（伊余）と全国に及ぶ。天押帯日子命につながる氏族はそれほどではないが、十六氏のうち、羽粟・知多・牟耶・伊勢飯高・壹師・近淡海の六氏は東海・東山両道の豪族、阿那氏はおそらく国造本紀に見える吉備穴国造と同じ氏で、山陽道の豪族と思われる。これら二系統の氏族群にくらべると、畿外であることの確かな氏族が四氏ほどしかなく、しかもそれが近国である建内宿禰系氏族群は、畿内の氏族群として特徴づけることができる。これによっても、的氏の本拠を山城あるいは河内としたさきの推定は、確実性をますであろう。

しかし、山城と河内のどちらかとなると、どちらとも決めにくい。この両地域は、大和川と淀川とで結ばれて交通が便利であるから、的氏は山背から河内に進出したのかもしれないし、その逆の場合も考えられる。だが的氏が六世紀に朝鮮問題に関係して活動していることからすると、少なくともこの頃の的氏は、海外交通に便利な難波により近い河内の地方に、勢力があったと考えてよいのではなからうか。的巨の祖口持臣が、難波に都した仁徳天皇の側近に仕えたという伝承（既述）があるのも、この想定を助ける。私はこれらの点から、的臣はその祖先伝承を形成した六世紀において、河内を重要な地盤として栄えた氏族であると考える。

ここでもう一度、的氏以外の曾都毗古系氏族をみると、さきに述べたように、生江氏は越前、玉手氏は大和または河内、阿芸那氏は大和または摂津を、それぞれ本拠とする氏族である。これに的氏を入れると、曾都毗古系氏族は、生江氏だけが越前、他は大和・河内・摂津という畿内の中心的地域と関係が深いということになる。この三国は、大和から流れ出る大和川の流域またはこれに近接する。一方、実在の人物としてのソツヒコの本拠の地は明らかにかいたいが、伝承上の曾都毗古は葛城を上冠して呼ばれるところから考えて、大和の葛城地方を本拠とするかと信じられていたことは疑いがない。その曾都毗古を祖とする氏族が、葛城地方を水源の一部とする大和川の流域、近接地に栄えていることは、偶然であろうか。曾都毗古が葛城長、江曾都毗古と呼ばれ、大河と関係があると考えられていたらしいことも見過しがたい。曾都毗古と最も関係の深い葛城氏が、大和川を通じて大和から河内・摂津方面に勢力をのばし、的・玉手・阿芸那の諸氏族を勢力下

にとり入れ、同族系譜を作りあげたのか、あるいは英雄化された曾都毗古伝説が、やはり大和川を通路として流域地方にひろがり、これら諸氏族の祖先の地位をえたのか、どちらかであろう。私は後者の方が蓋然性が多いと思うが、どちらにしても、的氏以下の氏族が、葛城地方と関係の深い大和川の近辺に位置していたという地縁的事情が、曾都毗古を祖先とする氏族伝承の成立の重要な要素となったものと思う。

五

私は的氏の考察を、的氏が宮城十二門の門号の一つを負う軍事的氏族というところからはじめた。そうして的氏が軍事力を持つに至った事情を、朝鮮支配の問題と関係させて説明したのであるが、的氏が大和川に沿う河内に栄えた氏族であることが認められるとすると、この氏族が軍事力をもち宮門守衛に当たった理由は、この地理的条件からも説明できそうである。というのは、地図をみるまでもなく、大和川に沿う地域は、西方から大和へはいる最も重要な交通路にあたり、大和朝廷にとって軍事上の要地である。この地に勢力をもつ豪族が、外敵防禦の必要上軍事的性格を帯びるのは、当然の現象といわざるをえない。的と玉手が軍事力を貯え、朝廷防衛の任に当るようになったのは、こうした事情が大きく作用したものである。大和川が大和へ西からはいる通路とすれば、南から大和へはいる通路をなすのが紀ノ川であり、その流域に位置を占める豪族が、紀(木)氏である。紀氏もまた、その地理的条件から宮廷守備の軍事的氏族の性格を持つこととなったのであろう。

的氏が河内に栄えたことは、上記のように的氏考察のもう一つの手がかりとして取り上げた曾都毗古後裔氏族であるという伝承から推定されたのである。ここにおいて、門号氏族・曾都毗古系氏族という二つの手がかりは照応するのである。以上述べてきたところを簡単に要約するとつぎの通りである。的氏の本来の故郷が山背か河内かは不明だが、少なくとも六世紀においては河内にひろがり、軍事的氏族として大和朝廷守護の任を負い、天皇の側近に仕えるとともに、朝鮮問

題に關与するようになる。そしてこの地理的条件と外交上の職務の上から、曾都毗古を祖とする傳承を生じ、その後裔氏族の一つに編入されるのである。的部を管理し、播磨方面へ進出するのも、この時期であろう。七世紀以降は勢力が衰えるが、軍事的氏族の傳統は保持され、律令制整備とともに衛門府門部の氏族として、宮廷に仕えたものと思われる。

このように的氏は政治上に活躍するところは少ないか、大和朝廷の構成や氏族系譜の成立を考える上に、若干の手かかりを与える点で興味ある氏族ということかできらるであろう。

【附記】紙数の關係で註は一切省略するが、一言つけ加えておきたいのは、現在大阪市東住吉区杭全町（いぐわ）に育和（いぐわ）という名の小学校があることである。育和の名が地名に由来するものならば、的氏の抛地に比定することが可能であるが、残念ながら同小学校に保存されている記録によれば、育和のイトクは今林町と桑津町の頭字、和は校区の町村が仲よくするという意味を寓して撰ばれたもので、イクハの地名をうつしたのではない。イクハの地名が大和川流域の地に発見される望みは、将来に期さなければならぬ。

〔補註〕余白をかりて、参考とした論文名を記しておく。井上薫「宮城十二門号と乙巳の変」(同氏「日本古代の政治と宗教」)、山田英雄「宮城十二門号について」(「続日本紀研究」一卷一〇号)、佐伯有清「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」(「続日本紀研究」二卷四・五号)、同「宮城十二門号についての研究」(「歴史評論」一一五号)、本居宣長「古記事伝」、栗田寛「新撰姓氏錄考証」、井上光貞「帝紀からみた葛城氏」(「古事記大成」四卷)、太田亮「姓氏家系大辞典」、西郷信綱「古事記の編纂意識」(同氏「日本古代文学」)。岸俊男氏の講演「紀氏小考」(昭和三十六年度京大讀史会春季大会)からも多くの示唆を得た。なお拙稿「古代氏族研究の動向」(「ヒストリア」一八号)を参照されたい。